

# ユネスコの遺産保護体制と 「文化的アイデンティティ」の概念

——文化政策（1945～2005）における継続性と変革——

阿曾村 智 子\*

【要旨】 国連教育科学文化機関（ユネスコ）の文化政策は、近年ますます、設立当初の近代西欧的一元論から、より多元主義的な方向へと移行しつつある。本稿では、その変化の実相が、当該機構の専門対象である「文化」概念の単なる拡大・多様化に止まらない、価値体系そのものの転換を促す根源的な変革であることを、文化遺産保護分野の一連の国際法規を「文化的アイデンティティ」概念の用法を切り口として辿ることによって考証する。

## はじめに

国連教育科学文化機関（以下、ユネスコ）の下に世界の文化遺産を保護・保存する活動は、専門性の高い国際協力事業として世界的にも幅広い支持を得ている。ユネスコは、その具体的な施策として、一連の国際法規を整備してきた。この遺産立法群の中には、比較的知名度の高い1972年の世界遺産条約<sup>1)</sup>の他にも各種の文化財・文化遺産に関する条約、関連の宣言や勧告等がある。個々の条約の評価は分かれるが、これまでに確立したユネスコの文化遺産保護体制<sup>2)</sup>によって、ある程度まとまりのある遺産保護のためのシステムが整いつつあるという点において、関係者および学説の見解はほぼ一致している<sup>3)</sup>。

世界の文化遺産は、また、しばしば、文化的アイデンティティ（cultural identity、文化同一性とも訳される）との関連で論じられる。文化的アイデンティティという概念は、1970～1980年代にユネスコの政策で積極的に取り上げられたが、当時の政治的論争の経緯もあって、その後は否定的なニュアンスを伴って語られることも少なくなかった。他方、近年のグローバル化の進展やそれに伴う社会変動の中で、広く社会科学の諸分野において文化的アイデンティティをめぐる議論が活発になっている。ただ、これらの研究は民族、宗教、地域などに即した個別の事例研究が中心で、文化的アイデンティティそのものを論じている著作は限られている<sup>4)</sup>。

---

\*非常勤講師／ユネスコ研究・国際機構論

文化の国際関係における議論でしばしば言及されながら、その概念は自明であるかのごとく取り扱われ、実際には明確な共通認識なしに使用されているのが現状である。

しかし、視点を変えて見ると、そもそもアイデンティティと文化という、本質的に定義が難しい2つの概念の組み合わせによる「曖昧さ」がその生来の特徴であり、この用語の使われ方の変化を追うことによって、逆に時代や状況の変化を読み取ることが出来るのではないかと考えられる。本稿ではこのような視点から、ユネスコ文化遺産保護活動の歴史を、文化的アイデンティティの概念を手がかりに辿ってみる。

以下、第1章では、ユネスコ政策決定の枠組みと遺産保護体制の形成に至る流れを、本稿の関心に沿って概観する。ついで、当該テーマの中心となるユネスコ理念に関わる主要な概念、とりわけ文化的アイデンティティについて、近年の関連分野の研究をも参照しつつその用法を整理しておく。続く第3章では第2章で検討した概念が当面の研究対象とする関係条約・宣言等とどのような文脈で連関しているかを個別に見ていく。

## 第1章 ユネスコ文化政策と遺産保護体制

### (1) ユネスコ史研究と史料

2005年11月、ユネスコ創設60周年を記念して、パリ本部では「ユネスコ60年の歴史」と題する国際的なシンポジウムが開催された<sup>5)</sup>。それに相前後して、ユネスコ関係者による出版も続いた。本章では、このような出版物を含めて、一次資料としてのユネスコ事務局の公式文書や事務局による特定テーマの報告書、および関係者による研究書・回想録を史料とした<sup>6)</sup>。

ユネスコ事務局による評価報告書の中では、『ユネスコと文化多様性—評価と戦略1945～2004(公的文書に基づく研究)』が当該テーマを正面から取り上げている<sup>7)</sup>。同報告書は、文化多様性宣言採択(2001年)に至るユネスコの文化政策の大きな流れを、初期の理想主義、新興独立諸国の加盟、文化と開発、文化と民主主義とテーマ別に大まかな時代に分けて論じている。もっとも、明確な年月で区切るのではなく、それぞれの時代が重なり合う形で次々と移り変わっていくという解釈である<sup>8)</sup>。同報告書では、文化的アイデンティティが1974-1980年の中期計画書で取り上げられて以来、ユネスコでの議論が純粹に文化の問題ではなく、多分に政治・経済の問題にすり替えられた、と批判する。これに対して2005年に採択される文化多様性条約は、ユネスコ憲章にある多様な文化を認める精神を継承・発展させるものと見なされているようである。「文化多様性(cultural diversity)」に対するユネスコのアプローチを論ずる本報告書の論旨を過度に単純化することは出来ないが、結論としては、本道からの逸脱の時期はあったが、その後、設立当初の精神に軌道修正され、さらに設立当初より一步進化した方向に現在は進んでいる、との評価が下されているように読み取れる。

また別のユネスコ文書『文化的表現の多様性の保護と推進条約についての10の鍵<sup>9)</sup>』は、事務局が広報目的で取りまとめた冊子である。本文書では同条約の起草に至る歩みが、便宜的に

(Ⅰ) 1950～1960年代、(Ⅱ) 1970～1980年代、(Ⅲ) 1980～1990年代、(Ⅳ) 1990～2000年代と区分されており、その第Ⅰ期は「芸術的産品としての文化から文化的アイデンティティの概念を含む文化に概念が拡大し」、そこでは「植民地から独立した国々の文化に対して対等な尊厳を与えた」ことに意義があるとされる。文化的アイデンティティの尊重に、より前向きの評価である点と、文化概念の拡大を1950～60年代という比較的早い時代に見ている点が上述の担当部の報告書とはいささか異なる<sup>10)</sup>。このように、同時期にユネスコ事務局から出版された文書であっても、文化的アイデンティティをめぐるユネスコ史の解釈には相違がある。文化的アイデンティティに対する見解・立場の違いは何に起因するのか、国際政治の影響はそれとどう関わっているのか、以下に順次考察する。

## (2) ユネスコ文化政策の仕組み

国際機構としてのユネスコの目的と組織構造は、設立文書であるユネスコ憲章に明示されている。目的・任務は憲章第Ⅰ条第1項にあるとおり、「教育、文化、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を推進することによって、平和及び安全に貢献すること」である。憲章の第Ⅱ条第2項(c)ではより具体的に世界遺産の保存と保護が言及されている。組織としては、2年に1回開催される総会<sup>11)</sup>、年2回会合する執行委員会<sup>12)</sup>、および事務局の3部構成となっている。設立当初は、総会から選出される執行委員は個人の資格で参加することになっており、彼らが自国政府の意思から独立した存在であることも明記されていた。しかし、1954年、米国出身の第3代事務局長ルーサー・エヴァンズ(Luther H. Evans 任期1953.7～1958.12)の時代に憲章が改訂され、執行委員会は政府代表の資格を有するようになった<sup>13)</sup>。

1960年代以前のユネスコは完全に欧米諸国の指導下にあったが、その指導層内部ではフランス主導のラテン・グループと米国主導のアングロサクソン・グループの激しい覇権争いがあった。加えて、冷戦の本格化とともにソヴィエト連邦の影響力が拡大し、1960年代を迎える頃にはラテン対アングロサクソンの対抗に加えて、東西の対立が新たな軸として、ユネスコの運営に影響を与えた。それはしばしば特定のプログラムをめぐる対立となって表面化した。1961年、『人類の歴史(*l'Histoire de l'humanité*)』の編纂にあたっては、欧州の共産主義歴史家の参加の可否やソ連の知識人の見解の受け入れで意見が対立し、とりわけ第6巻(20世紀)の編集は困難を極めた<sup>14)</sup>。このように、設立時の理想主義的な理念は引き続き共有されていたとしても、ユネスコが当初から厳しい国際政治の現場でもあったこともまた一面の事実である。

ユネスコ憲章では、2ヶ所で多様性(diversity)という言葉が言及されている。そのひとつは第Ⅰ条第3項の内政干渉条項、もうひとつは第Ⅴ条の執行委員会A-2.のメンバー構成に関する条項で、本稿の関心からは後者の文言が示唆的である。それによると、総会は執行委員の選出に当り「文化の多様性と地理的配分の均衡(the diversity of cultures and a balanced geographical distribution、ユネスコ文書からの引用文の下線は本稿の筆者による。以下同様)」を考慮すべきとされている<sup>15)</sup>。

普遍性と多様性の問題は、早くも第1回総会（パリ、1946年）で論議を呼んだ。当時、多民族を包摂した独自の社会主義国として歩み出したばかりのチトー体制下のユーゴスラヴィアが、ユネスコは各国民文化を標準化されたタイプに統一しようとしていると批判して、各国民文化の独自性、独立性、統一性の絶対的な尊重を要求したのである。初代事務局長のジュリアン・ハクスレー（Julian Huxley 任期 1946.12-1948.12）<sup>16)</sup> はユネスコ憲章第I条第3項の通り文化の多様性を維持する、と答弁したが、多様性を促進するとは言わなかった。これに不満を持ったユーゴスラヴィアは、ユネスコへの加盟を拒否し、1950年までオブザーバーの資格で参加した。この問題は第2回総会（メキシコ・シティ、1947年）でも続き、その際はアラブ諸国がアラブ文化圏向けの政策を要求したが、事務局長はこれも拒否した<sup>17)</sup>。1950年代からユネスコ事業に携わっていた河野靖氏は、「第二次世界大戦直後の世界を再びブロック化することは、ユネスコにおいてさえ問題外であった」ことにその理由を求めている<sup>18)</sup>。

1960年代には、植民地から独立した国々が次々と国連およびその付属機関に加盟したため、ユネスコでもこれら途上国の必要性を考慮することが懸案となった。1962年、ユネスコは「国連開発10年」（第1次は1961～1970年）プロジェクトにも参加した。この間、フランス出身のルネ・マウー事務局長時代（René Maheu 任期 1961.11-1974.11）<sup>19)</sup> には、文化政策および文化遺産保護に関するいくつかの主要な法規が採択されている。第14回ユネスコ総会（1966年、於パリ）採択の「国際文化協力原則の宣言」<sup>20)</sup> は、ユネスコ活動20年の経験を踏まえて作成された国際文化協力のガイドラインで、その活動の主体となる政府当局、国際機構、民間組織などが留意すべき諸原則を11項目にまとめている。内容としては、前文でユネスコの精神を、第I条第1項で文化の平等性を確認、第2項では「文化権」概念の提示、第3項では文化を「豊かな多種多様性とお互いに働きかける相互主義的な影響においてすべての文化はすべての人類に所属する共通の遺産の一部である（In their rich variety and diversity, and in the reciprocal influences they exert on one another, all cultures form part of the common heritage belonging to all mankind.）」と述べられている。平等、平和と安全および発展という国際公法の中心的な概念を扱っておりながら関連専門家の間ではあまり注目されなかった「宣言」であるという高い評価がある<sup>21)</sup> 一方で、理念は高邁であるが「特殊性と普遍性（particularism and universalism）が補完的であるとする主張は、現実に両者の緊張がある現状からして具体的なモダリティを欠く空虚な文言である」という批判もある<sup>22)</sup>。この理念的な普遍性と現実の政策実行過程での矛盾は、その後1970年代までに採択された有形文化遺産に関する諸条約・勧告にも共通する問題として、今日に至る「顕著な普遍性を持つ人類の遺産（Outstanding Universal Value: OUV）」の選択基準をめぐる論議にも継承されている。また、国際文化協力の主体としては、基本的には国家のみが想定されていることも、その文言から明らかである。

### (3) 文化遺産保護条約の体系と評価

ユネスコが行う法規定作成活動の中でも、文化財保護は、直接憲章の規定に基づく最も歴史

の長い分野のひとつである。法規文書の具体的な形式には条約、勧告、宣言がある<sup>23)</sup>が、拘束力もあり考察の対象として最も重要なのは条約である。本節ではユネスコ専門家会議の成果として出版された論集『ユネスコにおける規範設定 第1巻、文化の基準確立活動』<sup>24)</sup>の中から文化遺産保護に言及している3論文、J. Wouters と M. Vidal の「ユネスコと文化交流および文化多様性の推進」<sup>25)</sup>、F. Francioni の「概念と視野の力学的展開：文化財から文化遺産へ」<sup>26)</sup>および N. Schrijver の「国際法の発展と適用におけるユネスコの役割：1 評価」<sup>27)</sup>を取り上げて、国際法の視点からの文化遺産保護体制に対する評価を概観しておく。

文化遺産法規を検討する F. Francioni 論文は、1954 年ハーグ条約と第1 議定書（および 1995 年の第2 議定書）、1970 年ユネスコ条約（および同条約を補完する意味でユネスコの委託により作成された 1995 年 UNIDROIT 条約）、1972 年の世界遺産条約、そして 2001 年の水中遺産条約、さらに 1956 年～1978 年の間に採択された4 つの勧告<sup>28)</sup>を挙げてそれらの基本方針には保護すべき遺産の認定態度に連続性があること、それらの遺産は「それぞれの国家に属すると同時に人類共通の遺産である」との理念が一貫している<sup>29)</sup>ことを指摘する。また、それゆえに、1954 年～1970 年代の条約・勧告の多くが財（property）、1972 年の条約が遺産（heritage）という異なる用語を使用しているにもかかわらず「対象やそれに対する公共の関心が単に財の経済的な価値にあるのではなく、それに関心を寄せる人々の『文化』的価値を保護することにある、とするユネスコの役割には変わりはない」としている。さらに、ユネスコが、文化遺産を、人権や自然環境と同様、国際公共財（international public goods）に位置付けていることにも意義を認める。さらに、文化遺産の概念がより複合的な（無形遺産を含む）ものへと拡大した点については、「文化財保護が人権保護の一環として取り扱われる」ことを積極的に受け止める一方で、無形文化遺産関連の法規や文化多様性条約の内容については論文の中では具体的に言及していない。

Schrijver 論文は、ユネスコの立法活動の国際法への貢献に焦点を当てながらその大きな流れを概観することを趣旨とする。1954 年ハーグ条約が理念としては優れていても実効性を持ちにくいことを欠陥とする一方で、1972 年世界遺産条約の人類共通の遺産の考え方が「現世代の将来の世代に向けての責任に関する宣言<sup>30)</sup>」（1997 年）に受け継がれていることは、国際環境法へのユネスコの貢献でもあると評価している。他方、米英がともにユネスコから脱退していた 1980 年代を「いささか暗黒の」時代と見なし、その原因は、ユネスコが「新世界情報コミュニケーション秩序（New World Information and Communication Order: NWICO）」樹立等に関与した政治的意図にあったと見る<sup>31)</sup>。同著者も 1954 年ハーグ条約と 1972 年世界遺産条約を法学の見地から高く評価する一方で、無形文化遺産には言及せず、文化多様性条約については未知数として評価を控えている。

J. Wouters & M. Vidal の「ユネスコと文化交流および文化多様性」は、冒頭にヘロドトスの『歴史』第3巻からの引用が古典ギリシャ語で引用されていて意表を衝く。それは、「すべて国家に最も良い慣習（= Νόμος 法律）はどれかと訪ねたら、良く調べた上で、それぞれの国が自分の国のものが最も優れていると位置づけるであろう」という内容で、紀元前のギリシャ

知識人の人間性に対する眼が、現在ユネスコが抱える課題と同じ性質の問題に向いているという事実を示唆している。西欧古典学 (les humanités/humanities 人文科学) の長い伝統の上に西欧近代が成り立っていること、またそれが、西欧という枠組みを越えて人類共通の遺産にもなっていることを想起させる一節である。

同論文では、①文化遺産保護および②文化的創造性の保護と活性化を、法規分野のふたつの主要なテーマであるとしてユネスコの貢献を評価する。しかし、同時に、ユネスコの議論では文化の定義の二重性に由来する曖昧さが常に伴われる点を指摘して、これを問題視している。同著者によれば、この対立的なふたつの文化観は以下のような関心や焦点の置き方の違いに示されている：

社会学的・人類学的、生活様式や伝統	vs.	文化的創造性
文化のシステム		文化の過程
個人の文化権、個人は文化の生産物		文化の中の個人、個人主義
独自の文化と発展へのアクセス		革新と変化

この左側のカテゴリーは一般に「人類学的な」定義あるいは「広義の」定義と呼ばれる。それに対して右側は、近代西欧的な伝統において一般的に「芸術・文化 (文芸)」と見なされている範疇に限定している「狭義の」定義に対応すると考えられる。しかし、ここでは広義の文化の定義が狭義の文化の定義を単純に包摂しているというわけではなく、両者は相容れることなく並立して二重性をなしていると理解されている。

本節で取り上げたいずれの論文もユネスコ主催の国際専門家会議のゲストによる報告であり、極端に批判的な議論が出てくることはそもそも予想され得ないとしても、視点を異にする複数の論者の意見を総合的に見ることによって、ある程度の全体像を描くことは出来るだろう。①「人類共通の遺産」という概念確立への評価、②その一方で個々の条約の実質的な効果 (遺産選択における価値基準の問題、文化多様性保護における WTO との関係等) という限界、③21世紀以降に出来た諸条約については、評価ははまだ時期尚早あるいはさらなる詳細綿密な仕上げが必要とされていること、などが共通点である。さらに、二つの異なる「文化」概念をいかに調和的に扱うかが課題とされていることが明らかになった。

#### (4) ポスト冷戦期～21世紀初頭のユネスコ

1990代以降、ユネスコは、スペイン、カタロニア地方出身のF.マイヨール事務局長 (F. Mayor 任期 1987.11-1999.11) の下でグローバル化の進展に伴いますます懸案となっている少数民族・先住民族・移民等に対する差別や社会的排除の問題に積極的に取り組んだ。またさらに、S. ハンチントンの「文明の衝突」論に対する「文明の対話」を提唱し、1996-2001年の中期計画では「多民族、多文化、多宗教を包摂する社会こそ最も豊かな土壌である」と強調した。続く1999年からの10年間は、アジアから初めての事務局長を日本の松浦晃一郎 (任期

1999.11-2009.11) が務めた。その下で、ユネスコ総会は 2001 年に文化多様性宣言および水中文化遺産条約、2003 年に無形文化遺産条約、2005 年に文化多様性条約を採択した。2003 年にブッシュJr. 政権下の米国が 20 年ぶりにユネスコに復帰したことも、大きな懸案解決であった。(ちなみに米国は脱退中も世界遺産条約の締約国としてその活動には参加していた。)

以上、本稿に必要な範囲でユネスコ史の大まかな流れを概観した。ここでも明らかなように、ユネスコが常に厳しい国際政治の表舞台であったことは一面の事実である。だが、それだけであれば、その歴史を、過度の「政治化」の時代を克服して現在に至るとする「発展史観」で解釈することも出来るかもしれない。しかし現実には、表現は控えめながら、ユネスコは常に「文化」の定義や普遍性と多様性の調和に関する難問を抱えていて事態はなかなか深刻である、という見方も執拗に存在する。それは、まさにユネスコが「文化」を専管する国際機構であることに由来している。そこで次に、文化観の対立をめぐる問題を中心に考察する。

## 第2章 文化的アイデンティティへの視角

ユネスコが、A.M. ムボウ事務局長 (A. M. M'Bow 任期 1974.11~1987.11) の下、1974 年-1980 年中期計画書の指導理念において文化的アイデンティティを積極的に打ち出した時、これはまだ、アジア諸国をはじめとして多くの加盟国関係者の間で馴染みの薄い概念であった。それにもかかわらず、途上国を中心に多くの国々がその表現を歓迎したのは、これが、当時の西欧文化一元論の世界の中で、それとは異質の独自の文化の存在を積極的に認めるものであったために、途上国の支持を強く得ることになったからであると考えられている<sup>32)</sup>。文化的アイデンティティの議論は、ユネスコの「政治化」論争後しばし退けられた時期もあったが、現在では再び、途上国の内生的発展 (endogenous development) を促すものとして、ユネスコのみならず国連の開発議論等においても積極的に言及されている。本章では、このような変遷を経ている文化的アイデンティティ概念を諸要素に分け、時代を追って概観しておく。

### (1) 「唯一の文化 (culture)」と「複数の文化 (cultures)」

「文化」はユネスコにとって最も基本的なタームのひとつでありながら、ユネスコ憲章の起草以来、長年にわたって正式な定義はなされていなかった。1945 年のユネスコ憲章 (第 V 条の執行委員会のメンバー構成に関する条項等) で言及される「文化」が近代西欧的な人文主義の定義による色合いを濃く持っていることは既に指摘しておいた。他方、1950 年代から一部の文化人類学者がアフリカや南米マイノリティの文化に注目してその保存をユネスコ文化活動の一環とすることを訴えていた<sup>33)</sup> が、その後も大勢としては、文化といえはゆる「ハイ・カルチャー」に分類されるような芸術・文化を指すのが主流であった<sup>34)</sup> これに対して、1982 年の「文化政策に関するメキシコ・シティ宣言」の前文において、それとは異なる文化の定義が公式に明示されたことは画期的であった<sup>35)</sup>。同会議に集まった 129 カ国の代表によって

合意されたユネスコの公式見解は、国連の「開発の文化的側面」や「持続的開発 (sustainable development)」の議論にも引き継がれて今日に至っている。しかし、この広義の定義は、実際の文化事業活動を行う際の予算配分においては対象が広すぎるなどの理由から、必ずしも実際に広く適用されている訳ではない。

別名「文化人類学的な」定義とも言われる広義の解釈が1982年に採用された背景には、多数を占める非欧米諸国の主張のみならず欧米諸国内における文化の民主化という動向も関係していた。欧米諸国内部からも従来の近代西欧起源の「エリート主義的な」文化観に対する反動的な動きが盛り上がっていたことを、英国の観光社会学者 Jim Butcher は Jordan & Weedon の言説に依拠して次のように説明する<sup>36)</sup>。近代において文化政策の基礎となるイデオロギーは教養主義的な人文主義 (liberal humanism) の考え方であったと見なすのが一般的である。教養主義哲学は、個々の自我の完全なる実現を可能とする、しばしば国家に対立する概念としての「個人」の権利を強調するのが特徴であり、他方、人文主義は理性がすべての人類の進歩に共通の原動力であると考えられている。教養主義的な人文主義において暗黙の了解として存在するのは、文化を人間社会が芸術、科学、知識において達成した最高で最良なものとする普遍性の概念である。文化は、様々な国家・民族のすべてについての判断の尺度とされ得ると同時に、すべての人々が熱望するような共通の基準なのである。これに対して、過去何十年かの間、多くの人々に論じられるようになってきたのは、教養主義的な人文主義の世界観は西欧諸国およびエリートの権力を合法化するのに奉仕するということである。これらの批判者によれば、人文主義的な文化概念は、西欧の経験を持ち出して、これを「文明」や「進歩」の名の下にすべての国々や一国内にあるいろいろな文化を測る普遍的な基準として提示していて、それゆえに「西欧中心主義的 (eurocentric)」であるとされる。

「普遍的な共通の基準」を絶対視する近代西欧起源の価値観である「唯一の文化 (culture)」観に取って代わるべく台頭しつつあるのが「複数の文化 (cultures)」観であり、後者は、多元主義的かつ包摂的 (これまで排除・疎外されていた諸文化が社会の文化の主流の一部となれるようにする) で、究極的に民主主義的であるとされる<sup>37)</sup>。Butcher は、後者の文化観を採用する英国労働党政権の下で文化政策は社会政策とほとんど変わらなくなってきたという英国国内での批判をも紹介しつつ、この「唯一の文化」と「複数の文化」の文化観の違いが欧米における近年の激しい文化論争をもたらした事例を報告している<sup>38)</sup>。

この「唯一の文化」と「複数の文化」の視点からすると、ユネスコが旧来適用してきた芸術・文化に代表される狭義の文化の定義は前者、1982年に提示された文化人類学的な広義の文化は後者に対応する。そして、前者の文化観に基づき策定されたユネスコ憲章における「文化の多様性 (diversity of cultures)」は、「複数の文化」観に基づくそれとは本質的に異なることが分かる。というのも、前者は普遍的な共通の基準の存在を前提とする価値観に基づいており、文化がさまざまな形で具現することは認めても、それを評価する価値観そのものは唯一と考えているからである。後者の文化観では文化的な価値観の多様化を認めることによって普遍的



な共通の基準の存在そのものを否定し、階層化も拒絶する。つまり、後者の立場では、近代西欧起源の文化的価値体系が単に相対化されるだけではなく、その体系そのものが否定されてしまうことになる。前者の文化観によって世界を見ている立場からは、それでは価値判断の基準がなくなり既存の秩序が崩壊してしまう、と強い反発が生じる所以である。このように考えると、1982年メキシコ・シティ宣言の広義の文化の定義は、単なる対象の平面的な拡大・多様化ではなく、それを規定する価値体系そのものの再構築、すなわちパラダイム・シフトを要請するとも言えるのではなかろうか。ユネスコの文化政策はその時期からすぐに大きく転換したわけではない。しかし政治的次元を超えたユネスコ問題の論議がその後ずっと文化多様性の意味、そしてその背後にある文化的価値観の対立の問題をめぐる展開しているのも頷ける。ユネスコ創設60周年の国際会議においてC. L. ストロースが「敢えて唯一の文化と複数の文化の問題を提起」し、それはかねてより文化人類学者の課題であったが、今ではユネスコの課題となっていると述べたことは示唆的である<sup>39)</sup>。

## (2) アイデンティティ (identity)

米国の精神分析学者・歴史心理学者のE. エリクソンがアイデンティティという概念をその研究に使用して以来、心理学の臨床分野と並んで、社会科学の諸分野でもアイデンティティに関する研究が盛んになっている。また、実際の社会現象としても、1960年代から民族的・宗教的マイノリティやフェミニズム、黒人等のアイデンティティが権利獲得のための「階級闘争」運動を展開して実績を挙げたのを契機に、国際政治においても積極的にアイデンティティが論じられるようになった。ポストモダニスト評論家の中にはアイデンティティ政治は「左翼・右翼」の識別による提携関係が意味を成さなくなった新たな時代の、ひとつの未来形の政治型であると論ずる者もいる<sup>40)</sup>。日本の国際政治学界でも1990年代以降アイデンティティ政治研究が盛んである<sup>41)</sup>。歴史分野では、1960年代から栗原彬氏が歴史心理学を提唱している。同氏は著書の中で、アイデンティティをいろいろな角度から論考しているが、その一節に次のような説明がある<sup>42)</sup>。この分析視点は本稿においても有効である。

- ①アイデンティティは個体と歴史との遭遇において成り立つ。 (第一の時間的積義)
- ②アイデンティティは個性と共同性が交差する場に存立する。 (第一の空間的積義)
- ③アイデンティティは不易性と転調との力動的関係の中につむがれる。 (第二の時間的積義)
- ④アイデンティティは同一性と差異性との交差の場に顕在化する。 (第二の空間的積義)

これを分かりやすく個人に当てはめて解釈すると、①自らの生き立ちを自覚し、歴史の中に自分を位置づけ、②現在自分が置かれた社会における自らの立場を自覚し③現在の「自分の殻を打ち破り」新しい自分に生まれ変わる。④しかし、生まれ変わった自分がかつての自分と同一の存在であることを確信している。これらのことを可能とするのが自己アイデンティティであると解釈できよう。本稿では、個と集団との相互関係をも考慮しつつ、このようなアイデン

ティティの4つの積義が個人だけでなく集団においても該当し得るという立場から、次に文化的アイデンティティの考察に移る。

### (3) 文化的アイデンティティ (cultural identity)

文化的アイデンティティは、アイデンティティ同様、一方で心理学、他方で社会学・人類学などの分野でそれぞれに研究が進められている。近年では、とりわけ文化心理学の分野で、移民問題など多文化アイデンティティ (multicultural identities) 研究の一環として個別事例の研究が蓄積されている<sup>43)</sup>。

文化的アイデンティティは集団的アイデンティティと密接に関連するが、しかし、それと同じものではない。前者はあくまでも主観的な意識に規定されていて、その文化の範囲にはっきりとした境界はない。敢えて言うなら、自分とは異質の文化を持つ、主流派・体制派・権力の側からの脅威を契機として強く自覚されるといった性質を持つ。脅威の度合いによって自覚の強さも異なる。また、文化的アイデンティティには、人種、血統など、生得要因のほかに、生活習慣など個人の学習によって身につけることができる諸要因も含まれている。文化的アイデンティティには個人の側面と集団的な側面とがあるが、その両者は不可分である<sup>44)</sup>。

### (4) 文化的自由 (cultural liberty)

前述の通り、国連は開発における文化の重要性に1960年代から注目し、この分野でユネスコと連携して活動を続けている<sup>45)</sup>。とりわけ1986年には国連総会決議で1988年-1997年を「世界の文化開発の10年」と定めてその実践をユネスコに委ねた<sup>46)</sup>。その後も国連開発機関は引き続き人権とともに文化を重視しており、国連開発計画 (UNDP) は文化の多様性を2004年度の報告書の主題とし、『人間開発報告書2004—この多様な世界で文化の自由を— (Human Development Report 2004— Cultural Liberty in Today's Diverse World —)』<sup>47)</sup>をまとめた。文化的アイデンティティは、従来、人種、性別など、個人にとって生来付与の資質との関連で論じられることが多かったが、上述のとおり、必ずしもすべての場合が既存の集団と文化的アイデンティティを共有する集団の領域が一致するわけでもない。加えて、国境や地域を越えての人の移動が日常的になっている今日の世界において強調されるようになってきているのが、個人が持ち得る複数の文化的アイデンティティと、その中からの個人の選択の自由 (=文化の自由) の問題である。アマルティア・センは同書第1章を寄稿し、その中で、それぞれの土地の風俗や習慣に盲目的に固執する態度を「文化的保守主義 (cultural conservatism)」と批判し、それからの脱出を可能にするのがアイデンティティの選択の自由であると主張した。

フランス歴史学の泰斗フェルナン・ブrouデルの晩年 (1985年) の著書に近代フランスの形成を論じた『フランスのアイデンティティ (Identité de la France)』<sup>48)</sup>があるように、(文化的) アイデンティティという表現はもともと欧米で広く使われており、この言葉自体が反西欧

的な性質を備えているわけではない。しかし、文化的アイデンティティの尊重は、個々の文化があるがままに、つまりその文化的価値基準を含めて尊重することであるため、必然的に、普遍的な唯一の価値基準を前提とする近代西欧的な（教養主義的人文主義の、またエリート主義の）価値体系を否定する性質をも内包している。それゆえ、多分に近代西欧的な価値観で出来上がっている今日の国際秩序の中では、文化的アイデンティティの強調はしばしば反主流派的、反体制的、反権力的な性質を帯びてくる。他方、多くの発展途上国の立場からすれば、これまで「唯一の文化」観に基づく価値基準によって後進的・劣勢とされコンプレクスを抱いてきたのに対して、文化的アイデンティティの概念は新たな視野を開いた。それは「自我の確立と脱皮」を促し、独自の文化に自信を持って、自立的に国家建設を進める強力な推進力となった。ユネスコの文化的アイデンティティ・プログラムでアフリカや中南米・カリブ諸国の歴史書編纂、有形・無形の文化遺産の保護・保存が重視されたのも、こうした要請があつてのことである。

### 第3章 遺産保護体制における文化的アイデンティティの概念

前章では、文化的アイデンティティという概念が、普遍的な（＝唯一の）価値体系に対する挑戦的な性格を秘めていることを考察した。その一方で、有形、無形の別なく、文化遺産はそれを受け継ぐ人々の文化的アイデンティティの象徴であると見なされている。以下では、ほぼ60年にわたるユネスコの世界遺産保護条約の制定過程の中で文化的アイデンティティの概念がどのように扱われてきたかを考察する。

#### (1) 有形文化遺産保護に関する一連の法規範（1945～1978年）

1970年代までの一連の遺産保護法規範については、第1章(3)の国際法学者評価の際に既に取り上げた<sup>49)</sup>。それらには一貫性・整合性があると見なされていることも既述のとおりである。ただし、条約そのものの改定はないが、世界遺産条約については、その後の作業指針<sup>50)</sup>の拡充に伴い選定基準に修正が加えられている。文化的アイデンティティはこの時代以前の遺産保護条約には言及されていない。

世界遺産条約関連文書としては、1994年に世界遺産専門家会議でまとめられた「真正性に関する奈良文書（The Nara Document on Authenticity）」が唯一、その前文で文化的アイデンティティに言及している。そこでは、「1964年のヴェニス憲章<sup>51)</sup>の精神を持って文化遺産の範囲を拡大」することが提案されると共に「文化の価値が拮抗するような場合には、すべての当事者の文化的価値の正当性を認めることを要求する」と提起されている。普遍的な価値基準を前提とするヴェニス憲章の精神（spirit）を踏まえつつ、同時に、すべての（＝複数の）当事者の文化的価値を正当化することがどのように調和的に可能なのか、疑問ではある。

## (2) 1980年代以降のユネスコの文化政策指針文書

ユネスコ文化政策の指針を方向付ける主要な文書としては、先に検討したユネスコ憲章(1945年)、国際文化協力宣言(1966年)の他に1982年の文化政策に関するメキシコ・シティ宣言と2001年の文化多様性宣言を挙げることが出来る。ユネスコではおよそ20年ごとに重要な方向付けがなされてきたことになる。

1982年のメキシコ・シティ宣言はまた、文化的アイデンティティを正面から論じている稀な文書でもある。その構成は、前文全7パラグラフ、本文54条からなる。まず注目されるのは、既述のとおり、文化の定義(前文第6パラグラフ)が提示されていることである。次に9つのテーマに沿って文化政策における基本原則が掲げられている。その第1のテーマが文化的アイデンティティで、第1条から第9条からなる。「すべての文化はそれぞれの価値観の独自の置き換え不可能な総体を表す(Every culture represents a unique and irreplaceable body of values)、というのも、人々の伝統や表現形式は個々の文化の独自の価値の、この世界における存在証明であり(第1条)、文化的アイデンティティの主張は人々の解放に貢献し(第2条)、文化的アイデンティティは、すべての人、すべての集団が過去を求め、外からの貢献を積極的に受け入れつつ、独自の創造を続ける力となる宝である(第3条)、と説明される。時間的・歴史的存在証明と自己変革のための力学的作用とそして同一性の確認、といったアイデンティティの諸要素(栗原説の4つの積義)がここに現れている。さらに、すべての文化は人類の共通の遺産であり、どの文化も他の文化との接触によってより豊かになるものである(第4条)とユネスコの理念を表明する。さらに第5条以降で次のように文化遺産との関係が述べられる:「どのような単一の文化によっても普遍的なるものは抽象的には実在し得ない。それは世界のすべての人々の経験から、それぞれが自らのアイデンティティを主張するところから生まれる。文化的アイデンティティと文化多様性は不可分である(The universal cannot be postulated in the abstract by any single culture: it emerges from the experience of all the world's peoples as each affirms its own identity. Cultural identity and cultural diversity are inseparable.)」(第5条)。そしてこのような世界の様々な文化的アイデンティティの存在を認知するのが文化多元主義(cultural pluralism)であり(第6条)、国際社会はすべての人々(each people それぞれの国民)の文化的アイデンティティを保証する義務がある(第7条)。すべての人々のアイデンティティと文化遺産を保護、活性化する文化政策が必要であり、そこではマイノリティ文化も尊重されなくてはならない(第8条)。人権の保障と同様に、すべての文化の平等と尊厳が認識され文化的アイデンティティが保存されることが大切だ(第9条)。

以上、本論での関心に沿って同宣言前文で表明されている主張の概要を追ってみた。この他、第25条は文化財保護の今日的意義、第26条で文化財の不法な所有権移転の問題が言及されている。また、「新世界情報コミュニケーション秩序(NWICO)」に関して「情報、思想、知識の自由で幅広い流れとより均衡の取れた普及(a free flow and a wider and more balanced dissemination of information, idea and knowledge)」の必要性が第36条で、「教育文化の要素は新

経済秩序を確立するのに必要不可欠である」ことが第 50 条で主張されており、これらは、ユネスコの「政治化」論議で、当初、欧米諸国が大いに反発した点である。

この宣言は、後年のユネスコの文化政策の方向性のみならず国連システム全体における開発の文化的側面の考え方にも大きな影響を及ぼした宣言でありながら、その評価が分かれ、実際の文化関係条約でも言及されることが少ない。

次に注目すべき文書は、2001 年 11 月、第 31 回ユネスコ総会において採択された「文化的多様性に関する世界宣言（＝文化多様性宣言）」である。これに呼応して、欧州会議をはじめ欧州の関係機関やアラブ連盟などもまもなく同趣旨の宣言を採択するなど、その後の反響は大きかった<sup>52)</sup>。同宣言は前文と 12 条の本文からなっている。ここでの文化の定義は、実質的には 1982 年メキシコ・シティ宣言のそれを受け継いだものである。Wouters & Vidal は、同宣言を第 1 条～第 3 条「アイデンティティ、多様性、文化多元主義」、第 4 条～第 6 条「文化多様性と人権」、第 7 条～第 9 条「文化多様性と創造性」、および第 10 条～第 12 条「文化多様性と国際的連帯」と 4 テーマに分類し、第 6 条までは社会学的・人類学的な定義、それ以後は文化創造性の定義に依拠しており、ここにもユネスコの「文化」の二重性が引き継がれていると指摘する。本宣言には文化的アイデンティティという言葉は、全く出てこない。しかし、前文で文化の定義が提示され、それはメキシコ・シティ宣言の趣旨に沿ったものであるとされていることから、メキシコ・シティ宣言第 5 条および第 6 条にある文化的アイデンティティと文化多様性に関する解釈が受け継がれていると考えられる。この文化的アイデンティティに関するユネスコ理念の新たな展開が、等しく文化の多様性（*diversity of cultures, cultural diversity*）を謳っている 1945 年の憲章と 2001 年の文化多様性宣言との大きな違いをもたらすものである、しかしその変化はいまだ過渡的な状況にある、と考えられる。

### （3）無形文化遺産条約と関連の勧告（1989～2003 年）

既述の通り、ユネスコでは 1950 年代より文化人類学者によるアフリカや中南米の無形文化保存活動が行われており、1970 年代からは新興独立諸国の文化的アイデンティティの問題として、その保護・保存事業が取り上げられていた。組織面では 1982 に無形文化遺産を専管する無形文化遺産課（*Non Physical Heritage Section*, 1992 年に *Intangible Heritage Section* に改称）が出来、当該テーマに関する専門家会議の企画運営や事例研究的な保護活動などを行ってきた。このような準備を経て 1989 年第 25 回総会では前述の「民間伝承の保護に関する勧告」、および 2001 年 5 月には第 1 回「人類の口承および無形遺産の傑作の宣言」が採択された。

無形文化遺産に関する条約の中でも、文化的アイデンティティという言葉そのものは使われていない。むしろ前面に出てくるのは、文化多様性である。しかし、前文を見ると、「伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告」、2001 年の「文化多様性宣言」、そして総会採択ではないが、2002 年の「文化多様性に関するイスタンブール宣言」が考慮すべき文書として掲げられている。そして、これらの勧告および宣言では、文化的アイデンティティが詳しく論じられ

ているのである。以下ではこれらの先行文書を順に検討する。

①伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告<sup>53)</sup> (1989年)

「民間伝承は人類の普遍的な遺産の一部を形成するものであり、またそれは異なる国民や社会集団を結びつけ、かつその文化的アイデンティティを主張する強力な手段である (that folklore forms part of universal heritage of humanity and that it is a powerful means of bringing together different peoples and social groups and of asserting their cultural identity)」。それは、社会的、経済的、政治的にも、国民の歴史における役割においても、また現代に生きる文化としても極めて大切である。しかし、それらは近代化・産業化の時代にあつて永遠に失われたり、大きく歪められる危機に瀕している。社会変化のスピードが速い今こそ、各国政府や国際社会が協力して対策を打つべきである。本勧告の前文は冒頭でこのように同宣言の趣旨を説明する。本文は民間伝承 (folklore/culture traditionnelle et populaire) の定義、特定、記録の作成や研究、教育を通じての保護・保存、普及、さらに国際協力の必要性について具体的な手段が提示されている。また同勧告では、民間伝承をマスメディア等、商業化・産業化の影響から保護し保持する「文化権」や「著作権」の側面にも言及されていることが特徴的である。その一方で、加盟国に求める行動としては「知的所有権に関するユネスコ及び世界知的所有権機関の重要な作業に関連当局の注意を喚起すること」に止まっている。民間伝承が文化遺産の中でも重要な位置を占めるアフリカや中南米・カリブ地域の国々にとってはとりわけ意義深い文書である。同勧告に関する議論では、民間伝承を選別することによる「価値の位相化」に対する、とくにアフリカ諸国からの抵抗感が大きかった<sup>54)</sup>。

②文化多様性に関するイスタンブル宣言<sup>55)</sup> (2002年第3回文化大臣円卓会議採択)

国連文化遺産年を記念してユネスコが主催した第3回文化大臣円卓会議の最終コミュニケとして採択された同宣言は、ユネスコ総会採択の宣言ほどの普遍性は認められず、実際、知名度も高くない。それにもかかわらず、これが無形文化遺産条約の前文で言及されていることが注目される。同宣言の前文は短く、「無形文化遺産は文化多様性の鏡である」と謳われる。そして第一に、無形文化遺産が「人類の共通の富であると共に国民や社会の文化的アイデンティティの基本的な源泉の一部をなす (constitute some of the fundamental sources of the cultural identity of the peoples and communities)」とされ、とくに言語における多様性が重要であると強調されている。

③無形遺産条約 (Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage、2001年)<sup>56)</sup>

本条約は2003年第32回ユネスコ総会で採択され、その第34条の規定に従って30ヶ国目となるルーマニアが批准した3ヵ月後の2006年4月に発効した。策定・発効に到る過程は極めて順調であったと言える。ただし、採択に当っては、賛成120、反対0、棄権8 (米、英、露、

加、オーストラリア、ニュージーランド、デンマーク、スイス）で、有形の世界遺産保護に主要な役割を果たしている先進諸国が棄権に回っていること、条約策定過程では欧米諸国からかなりの反対があったことなど、難しい問題を内包していることが推察される。最終的に EU 諸国のほとんどが賛成票に回ったのは、EU の戦略が文化多様性の交渉を無形文化遺産条約と結びつけることから成り立っていたためであった<sup>57)</sup>。無形文化遺産の定義や具体的な適用手法については省略して、ここでは条約文言における理念についてのみ考察する。同条約でも、また先行する文化多様性宣言でも文化的アイデンティティが直接には言及されていない。しかし、前文第 3 パラグラフでそれ以前の関連の勧告や宣言を掲げてこれらを考慮するとあるので、文化的アイデンティティ論議が無視されているわけではないことが分かる。代わって頻繁に登場するのは文化多様性である。本文第 2 条では無形文化遺産とは「慣習、描写 (representations)、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう<sup>58)</sup>。」と規定した上で、「この無形文化遺産は世代から世代へ伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性および継続性の認識を与えることにより文化多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである・・・(This intangible cultural heritage, transmitted from generation to generation, is constantly recreated by communities and groups in response to their environment, their interaction with nature and their history, and provides them with a sense of identity and continuity, thus promoting respect for cultural diversity and human creativity.・・・)」と説明される。西欧の伝統に則った、「唯一の文化」観に立っている世界遺産委員会の例を参考にして文化遺産保護の仕組みが作られている一方で、価値の階層化を拒否し有形遺産のように「顕著な普遍的価値」を求めない点においては「複数の文化」観の立場にあるなど、いろいろな点で両者の折衷といった性格があることは否定し得ない。

#### (4) 文化多様性条約 (2005 年)

文化的な活動、物品およびサービスは、経済的性格と文化的性格という二重の性格を持っているため商業的価値を有することのみで扱われてはならない、文化的多様性を保護し促進するために国家が介入することは正当である、とする同条約は、WTO 条約第 20 条、第 21 条との関係など他条約との調整すべき多くの問題を抱えており、採択前後より関連領域の実務家・研究者の間でも議論が重ねられている条約である<sup>59)</sup>。同条約策定に終始関与したフランスの国際法学者、Hélène Ruiz Fabri は、この条約が「国が文化政策を保持できるようにするという明確な目的を持って」策定されたことを強調し、その立場からは 2001 年の文化多様性宣言もユネスコの理念を掲げる象徴的文書であると同時に、「条約を導く戦略的文書であった」と断言している<sup>60)</sup>。採決に当っては「中国、南アフリカ、インドおよび EU が文化分野における国家の介入が認められるべきだという考えを守るために一致した」<sup>61)</sup> 結果、148 カ国が賛成票を投じ、

反対投票は2カ国(米国とイスラエル)、棄権は4票(オーストラリア、ホンジュラス、ニカラグア、リベリア)であった。その背後にはEUとくにフランス、米国の隣国カナダ、発展途上諸国の3つの米国に対立する軸があり、それらの結束が図られたことがあった。日本は現在のところ未批准である<sup>62)</sup>。このように様々な視点から議論され得る条約であるが、同条約交渉に携わった佐藤禎一氏が指摘するように、出来上がった条約そのものは、加盟諸国の個々の意図を超えて、今後のユネスコの文化政策や世界各国の文化政策の考え方に少なからず影響を持つとも考えられる。

同条約をめぐる幅広い議論の全てを網羅・検討することは本稿の射程を越えるため、ここではこれまでと同様の方法で「文化的アイデンティティ」の用法にのみ焦点を当てて考察を進める。同条約は前文および8グループの条文ならびにひとつの付属文書から成り立っている。総論部分となるのが第1~4条でそれぞれ目的、諸原則、条約の応用範囲そして定義が述べられている。「文化的アイデンティティ」の言葉が出てくるのは唯一、第3条第2項「文化的内容(cultural content)」の説明においてである。それによると、「『文化的内容物』とは、文化的アイデンティティに源を発しあるいはそれを表現する象徴的な意味、芸術的次元および文化的価値のことを指す(“Cultural content” refers to the symbolic meaning, artistic dimension and cultural values that originate from or express cultural identities.)」。続く同第3項では「『文化的表現』とは、個人、集団及び社会の創造性に由来し、文化的内容物を有する表現である(“Cultural expressions” are those expressions that result from the creativity of individuals, groups and societies, and that have cultural content)」と説明される。策定過程では、「条約本体の規定ぶりと密接に関わるものであったため、多くの時間を審議に費やした」<sup>63)</sup>ことが報告されているが、その結果できた条文が明晰であるとは言えない。Wouters & Vidalが指摘した、ユネスコにおける文化の定義の二元性がここにも混成した形で現れているようにも、また、その混成こそがユネスコの現状を良く投影するものであるようにも受け止められる。第4項の文化活動・財・サービスの定義については、「条約交渉上のひとつの焦点であり、当初は例示ながら典型的な活動を表出しようとする試みもあったが・・・議論が紛糾し、法制的に妥当な例示は極めて困難であるとして断念された」<sup>64)</sup>とされている。

以上、本章では、文化遺産保護体制の3つの柱とも見なされている世界遺産条約、無形文化遺産条約、文化多様性条約を中心に検討してみた。文化的アイデンティティという表現は、それらの中で、最後の条約に1回登場しているだけである。しかし、21世紀に出来た後2者の条約については、間接的な言及ではあるが、これらが、文化的アイデンティティの考え方に深く根ざしていることが以上で明らかになった。

## おわりに

文化多様性の尊重は1945年のユネスコ憲章にも掲げられている当該機関の中心的な理念の



ひとつである。文化遺産の保護もまた、同憲章においてユネスコに相応しい活動のひとつとして特記されている。ここからすれば、文化遺産保護における文化多様性の尊重は、ユネスコにおける最も伝統的な本流の活動と見なされて当然である。これは一面の事実であるが、しかしその一方で、このユネスコの文化遺産保護事業における文化多様性の内実が、1970年代の文化的アイデンティティ概念の受容を契機として本質的な構造変化を遂げつつあることを、本稿では世界遺産保護条約体制の形成に至る過程を辿ることによって確認した。なぜなら、世界の多様な文化的アイデンティティを尊重するということは、それらを支える個々の価値観を承認することを意味し、その結果、これは、「複数の文化」観の受容となって「唯一の文化」観、すなわち、近代西欧起源の価値体系で成り立っている既存の秩序そのものに挑戦することにも繋がるからである。世界遺産保護体制の主要な構成要素である無形文化遺産条約や文化多様性条約には、こうした「複数の文化」観が多分に投影されている。

かつて1960年代に次々と独立を果たした国々（その多くは旧植民地）がユネスコに加盟したことは、総会の力関係に大きな影響をもたらした。その後1970年代に、ムボウ事務局長の下で提唱された文化的アイデンティティの尊重と開発重視の政策は、多数派の力を以って発展途上国の意向に沿って推進されるかに思われたが、当時の「南と東」対「北と西」の国際対立という図式の中で、ユネスコの「政治化」を強く批判する米英の脱退と言う事態を引き起こし、あえなく頓挫した<sup>65</sup>。

新興独立国が中心になって強く支持していた、文化（そして文化的価値観）の平等を希求する運動は、その後一旦はなりを潜めたように見えた。しかし、それは21世紀になって、文化多様性宣言、無形文化遺産条約、そして文化多様性条約の中にいまだ部分的にはあるが結実を見ていた。確かに、関係文書においては文化的アイデンティティという表現があまり前面に出てこない。しかし、内容を詳しく検討すると、実際には文化的アイデンティティの理念がそれらの条文に脈々と流れていることが、本稿の考察によって確認された。これは、「唯一の文化」観から「複数の文化」観への移行の兆しであり、設立当初にユネスコを支えていた文化的価値体系が根源的な変革に直面していることを示している。多国間関係においても、文化は、政治や経済に先駆けて、来たる時代の潮流を具現する傾向にあるとは言えるのではなかろうか。

## 注

- 1) 正式には「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage）」（1972.11.16採択）世界遺産条約では文化遺産と自然遺産（および複合遺産）を対象としている。両者を総合的に考慮することが今日ますます重要になっているが、本稿では議論を単純にするため、対象を文化遺産に限定する。
- 2) 「武力紛争の際の文化財保護のための条約（Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict）」（1954.5.14採択、通称：ハーグ条約）および関連議定書、「文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止および防止する手段に関する条約（Convention on the Means of Prohibiting and Preventing the Illicit Export and Transfer of Ownership of Cultural Property）」（1970.11.14

採択、略称：文化財不法輸出入禁止条約)、「水中文化遺産の保護に関する条約 (Convention on the Protection of the Underwater Cultural Heritage)」(2001.11.2 採択、略称：水中文化遺産条約)、「世界遺産条約」、「無形文化遺産の保護に関する条約 (Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage)」(2003.10.17 採択、略称：無形文化遺産条約) および「文化的表現の多様性の保護および促進に関する条約 (Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions)」(2005.10.21 採択、略称：文化多様性条約) から成る。この他に関連の勧告と宣言があり、本稿ではそれらをも含めて考察の対象とする。

- 3) 松浦晃一郎『世界遺産—ユネスコ事務局長は訴える—』講談社、2008年、佐藤禎一『文化と国際法—世界遺産条約・無形遺産条約と文化多様性条約』玉川大学出版部、2008年、同著者『文化多様性条約の研究—ユネスコにおける文化に関する国際法規範の発展と関連して—』GRIPS、2010年1月、Jan Wouters and Maarten Vidal “UNESCO and the Promotion of Cultural Exchange and Cultural Diversity” *Standard-setting in UNESCO Volume I: Normative Action in Education, Science and Culture*, UNESCO Publishing, 2007, pp.147-168 など。
- 4) 梶谷真司「文化的アイデンティティとグローバリゼーション—社会現象学的考察—」『帝京国際文化 (17)』2004-02、121-151頁、ステュアート・ホール&ポール・ドゥ・ゲイ編 (宇波彰他訳) 『カルチュラル・アイデンティティの諸問題—誰がアイデンティティを必要とするのか?』大村書店、2001年、Jonathan Friedman, *Cultural Identity & Global Process*, Sage Publishing: London, 1994 などがある。
- 5) 会議の報告書は、*60ans de l'histoire de l'UNESCO Actes du colloque international, Paris 16-18 novembre*, 2005, 611p.
- 6) 主要な著作としては、河野靖『文化遺産の保存と国際協力』風響社、1995年、野口昇『ユネスコ50年の歩みと展望』シングルカット社、1996年、松浦晃一郎、上掲書、佐藤禎一 (2008年)、上掲書など。欧文では上記シンポジウム報告書のなかでもユネスコ旧職員歴史協会 (旧ユネスコ職員の有志からなるユネスコ史研究グループ) 会員による回顧録を参照した。また、ユネスコ文書館 (<http://www.unesco.org/archives>) には129の関連著作・論文が登録されている。
- 7) Katérina Stenou (Division of Cultural Policies and Intercultural Dialogue, Cultural Sector of UNESCO) ed., *UNESCO and the Issue of Cultural Diversity - Review and Strategy 1945-2004 (A Study Based on Official Documents)*, UNESCO, 2001; Revised Version 2004, 22p.
- 8) 報告書の冒頭でこのような時代区分が示されるが、本文では、文化と知識、文化と政治、文化と開発、文化と民主主義、および2002-2007年中期計画の戦略の順に論じられている。
- 9) UNESCO, *TEN KEYS to the Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions*, UNESCO, 2005.
- 10) ユネスコ史の時代区分については野口、前掲書168-169頁および206頁も参照。
- 11) 総会での意思決定は1国1票制の下、憲章の改正のような特別の場合に3分の2の特定多数決が要求されるのを除き、過半数の多数決に拠る (ユネスコ憲章第IV条第8項 (a))。
- 12) 現在は、加盟国から総会で選出された58カ国の代表で構成 (ユネスコ憲章第V条)。
- 13) 米国はそれまで7年間にわたり執行委員が政府代表の資格を持つべきことを強く主張していた。その間の経緯と米国の「政治化」問題については最上敏樹『ユネスコの危機と世界秩序—非暴力革命としての国際機構』東研出版、1987年、93-96頁を参照。また、執行委員は1954年に政府代表とはなったが、あくまで個人として任命される点は存続されていた。しかし、1991年の改正で「執行委員会は、総会が選挙した51の加盟国で構成される」とさらに抜本的な改訂が行われた。この問題については、野口、前掲書、31-32頁および56-57頁参照。

- 14) Chloé Maurel, *L'UNESCO face aux enjeux de politique internationale (1945-1974)*, UNESCO, *60ans de l'histoire de l'UNESCO Actes du colloque international, Paris 16-18 novembre, 2005*, p.302.
- 15) 同項では、優れた個人的資質で選ばれる執行委員の選考に当っては、「芸術、人文科学、科学、教育及び知識の普及について有力であり (persons competent in the arts, the humanities, the sciences, education and the diffusion of ideas)、かつ経験および能力によって委員会の行政上および執行上の任務を果たす資格を有する」ことが望ましいとされており、ここから文化の分野は芸術や人文主義の専門家の領域であると考えられていたと理解することができる。ユネスコ憲章起草時の「文化」概念については次章(1)で考察する。
- 16) 英国出身の生物学者。ユネスコ第1回総会に提出された彼の論文にその進化論的な文化観が表明されているが、これはユネスコの正式見解とはなっていない。
- 17) K.Stenou, *op.cit.*, p.8 および河野、前掲書、519頁。
- 18) 河野、上掲頁。同氏の著書は1950年代からの経験・知識の貴重な集積である。著者自身が序文で述べているように、同書では多くの情報提供・問題提起がなされる一方で、個々の問題の深い分析は課題として残された。
- 19) ただし1961.11~1962.11は事務局長代理として勤務。初代から第7代までの各事務局長時代の事業実績については、野口、前掲書、166-205頁を参照。
- 20) Declaration of Principles of International Cultural Cooperation (1966.11.6採択)
- 21) Jan Wouters & Maarten.Vidal, *op. cit.*, p.153.
- 22) K.Stenou, *op.cit.*, p.10
- 23) それぞれの法的違い等、詳しくは General introduction to the standard-setting instrument of UNESCO ([http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL\\_ID=23772&URL\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=23772&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html)) 参照。
- 24) UNESCO, *Standard-setting in UNESCO Volume I: Normative Action in Education, Science and Culture*, UNESCO Publishing, 2007.
- 25) Jan Wouters & Maarten Vidal, *op.cit.*, pp.147-168.
- 26) Francesco Francioni "A Dynamic Evolution of Concept and Scope: From Cultural Property to Cultural Heritage", *op.cit.*, pp.221-236.
- 27) Nico Schrijver "UNESCO's Role in the Development and Application of International Law : An Assessment", *op.cit.*, pp.365-384.
- 28) 「考古学的発掘に関する国際原則についての勧告 (Recommendation on International Principles Applicable to Archaeological Excavations)」(1956.12.5採択)、「公的あるいは私的工事に関わる文化財の保全に関する勧告 (Recommendation concerning the Preservation of Cultural Property Endangered by Public or Private Works)」(1968.11.19採択)、「文化財の国際交換に関する勧告 (Recommendation concerning the International Exchange of Cultural Objects)」(1976.11.26採択) および「可動文化財の保護に関する勧告 (Recommendation for the Protection of Movable Cultural Property)」(1978.11.28採択)。
- 29) 「ハーグ条約」では「すべての人類の文化遺産 (the cultural heritage of all mankind)」および「すべての国民の文化遺産 (cultural heritage of every people)」という表現が各1カ所ずつ使われている。多様性に関連する言及はない。
- 30) Declaration on the Responsibilities of the Present Generation Towards Future Generation (1997.11.17採択)
- 31) 米国の脱退宣言は1984年12月28日、実際の脱退はほぼ1年後の1984年12月31日、英国(およびシンガポール)のユネスコ脱退は1985年12月31日である。ユネスコ事務局の政治的関与につ

- いては、むしろユネスコが国際政治に巻き込まれた側面も多分にある。当時の事情および分析については、野口、前掲書第二部および最上、前掲書を参照。
- 32) 河野、前掲頁。各国は自国語への翻訳にも苦勞した。中国はこれを「文化特性」と、当時の日本は「文化的独自性」と訳した。現在では「文化的同一性」と訳されることが多い。
- 33) UNESCO *Courier* 7, December 1954, pp.5-7 参照。
- 34) 国際法学者 L. V. Prott は、1972 年の世界遺産条約を典型的に「ハイ・カルチャー」の文化観に基づくものと性格付けた。L. V. Prott, “The Protection of the Cultural Heritage” *Recueil des Cours — Collected Courses of the Hague Academy of International Law*, 1989, V, Tome 217, pp.222-316, 該当頁は p.226。
- 35) Mexico City Declaration on Cultural Policies (ユネスコ主催の「文化政策に関する世界会議」(World Conference on Cultural Policies [= MUNDIACULT] Mexico city, 26July-6 August 1982)。
- 36) Jim Butcher 「文化に関する政治、文化政策、文化観光」、M. K. スミス・M. ロビンソン著/阿曾村邦昭・阿曾村智子訳『文化観光論—理論と実例研究—上巻』古今書院、2009年、25-42頁。Glen Jordan & Chris Weedon, *Cultural Politics — Class, Gender, Race and the Postmodern World —*, Blackwell: Oxford & Cambridge USA, 1995, pp.23-35.
- 37) Butcher、上掲論文、32頁。
- 38) レーガン政権時代の米国芸術基金 (NEA) への非難など。これに対する NEA 側からの主張としては、Mary Schmidt Campbell, “A New Mission for the NEA” *The Politics of Culture — Policy Perspective for Individuals, Institutions, and Communities*, The New Press, NY, 2000, pp.141-146 等がある。
- 39) Claude Lévi-Strauss, “Réflexion”, UNESCO, 2005, *op.cit.*, pp.32-33.
- 40) Ken Plummer, “Identity”, William Outhwaite ed., *The Blackwell Dictionary of Modern Social Thought*, 2<sup>nd</sup> Edition, Blackwell Publishing, 2003, pp.281-282.
- 41) 大庭三枝「国際関係論におけるアイデンティティ」『国際政治』第124号、日本国際政治学会、2000年5月、137-162頁。
- 42) 栗原彬『歴史とアイデンティティ—近代日本の心理—歴史研究』新曜社、1982年、ii頁
- 43) Yung-Yi Hong, Chen Wan, Sun No & Chi-Yue Chiu, “Multicultural Identities” Shinobu Kitayama & Dov Cohen eds., *Handbook of Cultural Psychology*, The Guilford Press, NY & London, 2007, pp.323-335; Jonathan Friedman, *Cultural Identity & Global Process*, SAGE Publications: London, 1994, pp.78-90.
- 44) 近年の文化多元主義をめぐるフランスの法学論議では、「しばしば個人の権利は集団の権利を通じて守られる」ことを配慮する立場もある。この点については、ノルベール・ルーラン/小木曾綾監訳・稲木徹・小寺智史訳「フランス法は多文化主義を受け入れるのか(下)」『比較法雑誌』第42巻第二号、日本比較法研究所、2008年9月、88頁参照。
- 45) 国連、ユネスコを中心とした「開発と文化」の視点からの文化多様性に関する議論の国際的動向の概要については、寺倉憲一「持続可能な社会を支える文化多様性—国際的動向を中心に—」、国立国会図書館調査及び立法考査局『持続可能な社会の構築(総合調査報告書)』2003年3月参照。
- 46) 国連との連携については UN/A/RES/41/187 (国連文化10年 8/12/1986)、UN/A/RES/57/249 (文化と発展 20/2/2003) など。
- 47) UNDP, *Human Development Report 2004 — Cultural Liberty in Today’s Diverse World*, UNDP, 2004, 邦訳は国連開発計画 (UNDP)/横田洋三・秋月弘子監訳『人間開発報告書 2004 — この多様な世界で文化の自由を —』国際協力出版会、古今書院、2004年。
- 48) Fernand Braudel, *L’Identité de la France*, Athaud Ed., Paris 1986. プロウデルは同書の序文で自国への

愛を率直に述べ、この熱い愛国心（*patriotism*）のゆえに客観的な歴史叙述をする機が熟すまでに時を要したと語っている。

- 49) この他、日本における世界遺産学、環境学の分野でもこれらの諸条約に関する研究の蓄積がある。最近年のものとしては、高橋暁「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約第二議定書運用指針作成に関する考察—文化遺産危機管理とユネスコ条約の連携—」『日本建築学界計画系論文集』第75巻第653号、2010年7月、1787-1791頁、藤岡真理子・平賀あまな・斉藤英俊「1954年ハーグ条約に基づく軍隊に対する文化財保護の教育と普及—『武力紛争の際の文化財の保護に関する条約』の履行状況とその課題 その3—」上掲書、第74巻第642号、2009年8月、1935-1943頁、田中俊徳「世界遺産条約におけるグローバル・ストラテジーの運用と課題」『人間と環境』35巻1号、2009年3-13頁等。
- 50) Operational Guideline for the Implementation of the World Heritage Convention, 2005. 1977年に制定された時は全27条であったが、その後15回の改訂を経て、現在では205条。この他にも幾つかの指針文書が存在する。
- 51) 国際記念物遺跡評議会（ICOMOS）設立を議決したユネスコ主催第2回歴史的記念物建築家・技術者会議で採択された憲章。この第9章の修復規定など、日本のような木造建築などアジアの実情に合わない部分も少なからずあった。
- 52) J.Wouters & M.Vidal, *op.cit.*, p.161.
- 53) Recommendation on the Safeguarding of Traditional Culture and Folklore (1989.11.15 採択).
- 54) 河野、前掲書、p.223-224。
- 55) Istanbul Declaration on Cultural Diversity, adopted at the Third Round Table of Ministers of Culture, Istanbul (2002.9.17 採択).
- 56) 無形文化遺産条約の成立と適用に関するより詳細な情報は、佐藤直子「ユネスコにおける“無形の文化財”保存についての取り組み」叢書「文化財保護制度の研究」『“無形の文化財”の保護に関する国際比較』（日本・アジア・ユネスコ編）（第12回国際文化財保存修復研究会報告書）東京文化財研究所、2003年、宮田繁幸「無形文化遺産保護における国際的枠組み形成」『無形文化遺産研究報告』1号、東京文化財研究所、2007年、同著者『無形文化遺産保護における国際的枠組み形成2』、『無形文化遺産研究報告』2号、東京文化財研究所、2008年、Peter J. M. Nas “Masterpieces of Oral and Intangible Culture — Reflection on the UNESCO World Heritage List —” [CA Forum on Anthropology in Public], *Current Anthropology*, Volume 43, Number I, Chicago University, February 2002 ; Toshiyuki KONO/Julia Cornett, What is Intangible Cultural Heritage? - An Analysis of the Convention for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage and the requirement of compatibility with human right, Blake J. (ed.) *Safeguarding the Intangible Cultural Heritage - Challenges and Approaches*, Institute of Art and Law, 2007, pp. 143-174. 等。
- 57) エレーヌ・リュイーズ＝ファブリ／西海真樹・稲木徹訳「(講演) 法と文化—文化多様性条約の射程」『比較法雑誌』第44巻1号、日本比較法研究所、2010年6月、1～22頁、該当頁は7頁。
- 58) 下の文化遺産関連条約の日本語訳は、大沼保昭他編『国際条約集』（有斐閣、2007年）に拠る。
- 59) 河野俊行「文化多様性と国際法—オーディオ・ビジュアル産業をめぐる貿易摩擦を素材として— (1) (2)」『民商法雑誌』135巻1号、58-101頁、折田正樹「ユネスコ『文化多様性条約』をめぐる法的論点についての考察—複数の条約の適用調整を中心に—」『ジュリスト』No.1321 (2006.10.15) 100-104頁、藤野一夫「『文化多様性』をめぐるポリティクスとアポリアーマイノリティの文化権と文化多様性条約の背景」『文化経済学』第5巻3号、文化経済学会、2007年3月、7-13頁、西海真

樹「UNESCO 文化多様性条約の意義—Hélène RUIZ-FABRI 論文に即して—横田洋三・宮野洋一編著『グローバルガバナンスと国連の将来』(中央大学政策文化総合研究所研究叢書7)、中央大学出版部、2008年、279-297頁、鈴木淳一「文化的表現の多様性の保護および促進に関する条約(文化多様性条約)の採択と意義」『独協法学』(No.77)、独協大学、2008年12月、496-415頁、エレース・リュイズ=ファブリ/西海真樹・稲木徹訳、前掲講演。欧文では、第2章(3)で引用した諸論文など多数。

- 60) E. ファブリ、上掲講演、7頁。
- 61) E. ファブリ、上掲講演、18頁および21頁。
- 62) EU加盟国では、英国とベルギーが未批准である。
- 63) 佐藤、前掲書 101頁。
- 64) 同上。
- 65) 米国脱退をめぐる交渉当時、同国国務省がユネスコの改革案として出資額に応じた加重表決制に近い特定多数決の導入を提案したことなどからも、その経緯には米国の機構内覇権をめぐる政治的意図が窺える。この点については、最上、前掲書、38 - 40頁参照。

#### (謝辞)

本稿は、アジア国際法学会日本協会の2010年度・研究助成プロジェクト「文化に関わる国際法・関係論の総合的アプローチ—世界遺産を中心に—」(代表者：西海真樹・阿曾村智子)および(財団法人)日本証券奨学財団・平成22年度(第37回)研究調査助成プロジェクト「国際社会の文化遺産保護のための、国際法を中心とする学際的研究」(代表者：大沼保昭)の研究成果の一部である。

(2010.9.24 受稿, 2010.11.22 受理)